

## 所定疾患施設療養費算定状況

令和6年4月の介護報酬改定により、介護保険施設において利用様の医療ニーズに適切に対応するという観点から、『肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全』を発症した場合における施設内の対応について以下のような条件を満たした場合に、評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の安心した生活に繋げていくことができるよう努めてまいります。

### ◇所定疾患施設療養費について◇

①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- ・肺炎（診療にあたり、検査を実施した場合に限る。）
- ・尿路感染症（診療にあたり、検査を実施した場合に限る。）
- ・带状疱疹（診療にあたり、検査を実施した場合に限る。）
- ・蜂窩織炎（令和3年4月改定より）
- ・慢性心不全（令和6年4月改定より）

②所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月に1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

③所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費とは同時に算定することはできないこと。

④算定する場合にあつては、診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあつては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年度算定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

疾病		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	人数(人)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	日数(日)	0	0	5	4	0	0	0	0	0	1	0	0	10
尿路感染症	人数(人)	0	2	1	0	0	2	0	0	1	2	2	1	11
	日数(日)	0	11	5	0	0	10	0	0	5	8	6	1	46
带状疱疹	人数(人)	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	2	0	7
	日数(日)	3	0	6	4	7	0	0	0	0	7	6	0	33
蜂窩織炎	人数(人)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	日数(日)	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
慢性心不全	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

所定疾患算定合計	人数(人)	23
	日数(日)	101